

(設置)

**第1条** 都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第1項の規定により、佐久市都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

**第2条** 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関若しくは県の職員又は市の住民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

**第3条** 審議会に特別の事項を調査又は審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査又は審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

**第4条** 審議会に会長を置き、第2条第2項第1号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第5条** 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

**第6条** 審議会の庶務は、建設部において処理する。

(委任)

**第7条** この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

**附 則**

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(趣旨)

**第1条** この規則は、佐久市都市計画審議会条例(平成17年佐久市条例第169号。以下「条例」という。)第7条の規定により佐久市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集通知)

**第2条** 審議会の会議(以下「会議」という。)の招集は、会議を招集する日の少なくとも3日前までに、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を明記した書面をもって委員及び議事に関する臨事委員に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合には、この限りでない。

(欠席の申出)

**第3条** 前条の規定による招集の通知を受けた委員又は臨時委員は、やむを得ない理由のため会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に申し出なければならない。

(委員等以外の者の出席)

**第4条** 会長は、必要があると認めるときは、委員及び臨時委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、又は説明をさせることができる。

(議事録)

**第5条** 審議会の議事録は、議長の指名する出席委員2人が署名押印しなければならない。

(補則)

**第6条** この規則に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

**附 則**

この規則は、平成17年4月1日から施行する。